

臨時株主総会 招集ご通知

日時

2023年12月22日（金曜日）
午前10時（開場：午前9時）

場所

大分市王子中町4番10号
当行本店8階会議室

※ 末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

定時株主総会同様、ご出席の株主さまへのお土産
を取りやめさせていただきます。何卒ご理解を賜り
ますようお願い申し上げます。

 **豊和銀行**

証券コード：8559

目次

臨時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
議案 第三者割当によるF種優 先株式発行の件	6

証券コード 8559
2023年12月7日
(電子提供措置の開始日2023年11月29日)

株 主 各 位

大分市王子中町4番10号
株式会社 豊和銀行
代表取締役頭取 権 藤 淳

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行は、2023年11月22日に「第三者割当によるF種優先株式発行、E種優先株式（自己株式）の取得、資本金及び資本準備金の額の減少並びに臨時株主総会招集等に関するお知らせ」を公表いたしました。

つきましては、当行臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の当行ウェブサイト及び福岡証券取引所ウェブサイト「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト

<https://www.howabank.co.jp/aboutus/shareholder/siryou/>



福岡証券取引所ウェブサイト

<https://www.fse.or.jp/listed/search.php>



(当行名又は証券コードを入力・検索し、「詳細情報」を選択して、「株主総会招集通知」欄よりご確認ください)

当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使していただくことが可能ですので、**お手数ながら後記の株主総会参考書類又は電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年12月21日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

なお、ご出席される場合には、マスクの着用等適切な感染防止策にご協力いただきご来場賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年12月22日（金曜日）午前10時（開場午前9時）
2. 場 所 大分市王子中町4番10号
当行本店8階会議室
3. 目的事項

決議事項
議 案

第三者割当によるF種優先株式発行の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しております。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

# 議決権行使のご案内

## 株主総会にご出席の場合



日 時

2023年12月22日（金曜日）  
午前10時  
（受付開始予定時刻 午前9時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

## 株主総会にご出席されない場合



### 郵送で議決権を行使される場合

行使期限

2023年12月21日（木曜日）  
午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



### インターネットで議決権を行使される場合

行使期限

2023年12月21日（木曜日）  
午後5時30分まで

インターネットによる議決権行使のご案内（4頁）をご参照のうえ、「スマート行使」による方法もしくは議決権行使コード・パスワードをご入力する方法によって、議案に対する賛否をご入力ください。

【注】

議決権行使書と電磁的方法（インターネット）により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

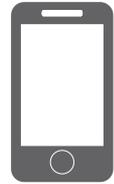
## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

— 議決権行使期限 —  
2023年12月21日（木）  
午後5時30分まで

### QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

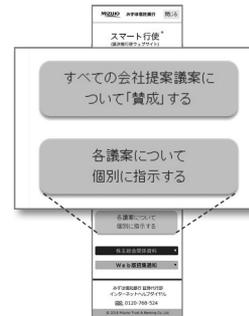


1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

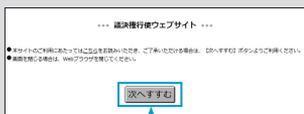


「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ可能**です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、次頁の方法で再度議決権行使をお願いいたします。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

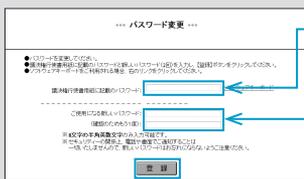
### 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

### 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

### 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## 議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

### ご注意事項

- インターネットにより議決権行使をされる場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部  
インターネットヘルプダイヤル

 **0120-768-524**

(受付時間 年末年始除く 9:00~21:00)

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 議 案 第三者割当による F 種優先株式発行の件

本議案は、会社法第199条第2項及び第3項並びに第201条第1項に基づき、下記1. に記載の募集事項の内容で募集株式（F種優先株式）を発行することについてご承認をお願いするものであります。

#### 1. 募集事項の内容

##### (1) 募集株式の種類及び数

F種優先株式 1,000,000株

なお、F種優先株式の内容につきましては、別紙「株式会社豊和銀行 F種優先株式発行要項」をご参照ください。

##### (2) 払込金額

10,000,000,000円（1株につき10,000円）

##### (3) 払込期日

2024年2月9日

##### (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額 5,000,000,000円（1株につき5,000円）

増加する資本準備金の額 5,000,000,000円（1株につき5,000円）

##### (5) 募集方法

第三者割当の方法により、当行のE種優先株主様のほか、当行の地元のお取引先様等に割り当てます。

#### 2. 第三者割当により募集株式を発行する理由

3年に及ぶコロナ禍の影響による飲食業や宿泊業等のお取引先の財務内容の悪化に加え、その後の原材料価格やエネルギー価格の高騰、人材不足等の影響により幅広い業種のお取引先の財務内容の悪化が進んでおります。加えて、2020年5月に取扱いが開始された実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）の利払開始や元本返済の本格化により、お取引先の資金繰りに対する不安も高まっております。

そのような状況を踏まえ、「地域への徹底支援による地元経済の活性化」を基本方針に掲げ、地元中小企業・小規模事業者の経営改善を支援する使命

を担っている当行としては、地域金融機関として地元中小企業・小規模事業者に対する持続的な金融仲介機能の発揮及び経営改善支援に一層注力するため、当行の経営基盤の強化を図る必要があると考えております。

一方、2017年4月に当行が発行したE種優先株式には、金銭を対価とする取得条項が付されており、2024年4月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときには、法律上可能な範囲で、E種優先株式の全部又は一部を取得できます。当行は、これまで、E種優先株式の償還を含めた新たな資本政策について検討を進めてまいりましたが、上記の課題を解決するに当たっては、E種優先株式を償還するとともに、F種優先株式を第三者割当の方法により発行することが適切であると判断いたしました。

本件第三者割当による調達資金の上限は100億円ですが、手取金のうち約80億円については、E種優先株式の償還資金に充当する予定です。F種優先株式を発行し、その手取金の一部を2024年2月9日にE種優先株主との合意によるE種優先株式の償還資金に充当し、かかる合意による取得では発行済E種優先株式全てが償還できなかった場合には2024年4月1日に金銭を対価とする取得条項の行使によるE種優先株式の償還資金に充当することで、当行の自己資本を維持・増強することができます。

また、本件第三者割当によって、上記のE種優先株式の償還資金である約80億円を上回る金額（100億円（上限））のF種優先株式を発行することとしておりますが、これは、前述したとおり、地域金融機関として地元中小企業・小規模事業者に対する持続的な金融仲介機能の発揮及び経営改善支援にさらに注力するため、より一層の資本の上積みによる、当行の経営基盤の強化を図ることを企図したものです。さらに、当該手取金の残額（約19億円）については、貸出金等に充当する予定であり、これにより、地域のお取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての責務をより一層果たすことができると考えております。

上記に加えて、資金調達方法の選択という観点からは、本件第三者割当により調達が必要となる金額に鑑みると、当行株主構成への影響、さらには希薄化に伴う既存株主の権利等への影響を極力回避するために、即時の議決権の希薄化を伴う普通株式の公募増資等ではなく、株主総会における議決権を有しないF種優先株式の第三者割当が資金調達方法として適当であると判断したものであります。

本件第三者割当は当行の自己資本の維持・増強を目的としており、そのために必要となる調達金額であること、また、前述の資金使途及びそれが合理

性を有していることに照らしますと、F種優先株式の発行数量は合理的であると判断しておりますが、F種優先株式の最大の希薄化率（本件第三者割当に係る募集事項の決定前における発行済株式に係る総議決権58,355個に対するF種優先株式が下限取得価額305円により普通株式に転換された場合に交付される普通株式に係る議決権数327,868個の比率）は約562%となります。

しかしながら、①F種優先株式に係る一斉取得日は発行から10年後に設定されており、また、転換請求権は付されていないため、普通株式に係る希薄化が直ちに生じることはないこと、②普通株式を対価とする一斉取得条項には下限取得価額が設定されており、一斉取得条項が行使された場合でも、普通株式に係る希薄化には上限があること、③発行から5年後以降に当行の選択によって行使が可能となる金銭を対価とする取得条項が付与されているため、かかる金銭対価の取得条項が行使される範囲では、F種優先株式が普通株式に転換されることはなく、普通株式に係る希薄化は生じないこと、④当行は、着実な剰余金の積み上げを図り、2029年2月10日以降、金銭を対価とするF種優先株式の取得を実施することで、普通株式への転換を極力回避したいと考えていることからすれば、希薄化によって既存株主様に生じ得る影響は限定的と考えており、株主の皆様にはご理解を賜りたく存じます。

### 3. 発行条件等について

当行は、F種優先株式の発行条件に関して、公正性を期すため、優先株式の価値についての客観的かつ定量的な算定を得ることが必要であると判断し、当行から独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：山本 顕三、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）（以下「独立算定機関」といいます。）にF種優先株式の株式価値の算定を依頼いたしました。F種優先株式の優先配当金の額の決定に際して、独立算定機関は、一定の前提に基づき、一般的な株式オプション価値算定モデルである二項モデルを用いて価値算定を実施し、F種優先株式の理論的価値に係る株式価値算定書を当行に提出しております。

当行は、F種優先株式の優先配当金の額の決定にあたってはF種優先株式の発行条件及び払込金額が公正な水準となるよう、上記株式価値算定書におけるF種優先株式の理論的価値評価に加えて、当行が現在置かれた事業環境・財務状況及びわが国の金融・経済状況等についても総合的に勘案のうえ、F種優先株式の配当年率を1.85%と決定しております。当行としては、

F種優先株式の発行条件及び払込金額は会社法に定める「特に有利な金額」には該当しないものと判断しておりますが、客観的な市場価格の無い優先株式の公正価値については、その計算が高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な考え方がありうることから、株主の皆様のご理解を得るため、会社法第199条第2項及び第3項並びに第201条第1項に基づき、本臨時株主総会における特別決議によるご承認をお願いするものです。

以 上

## 株式会社豊和銀行 F 種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類  
株式会社豊和銀行 F 種優先株式（以下「F 種優先株式」という。）
2. 募集株式の数  
1,000,000株
3. 募集株式の払込金額  
1 株につき10,000円（総額金10,000,000,000円）
4. 増加する資本金の額  
1 株につき5,000円（総額金5,000,000,000円）
5. 増加する資本準備金の額  
1 株につき5,000円（総額金5,000,000,000円）
6. 発行方法  
第三者割当の方法による。
7. 申込期間  
2024年1月12日（金曜日）から2024年2月7日（水曜日）まで
8. 払込期日  
2024年2月9日（金曜日）
9. F 種優先配当金
  - (1) F 種優先配当金  
当行は、定款第35条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された F 種優先株式を有する株主（以下「F 種優先株主」という。）又は F 種優先株式の登録株式質権者（以下「F 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登

録株式質権者」という。)に先立ち、F種優先株式1株につき、F種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、F種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、配当年率1.85%(2024年3月31日に終了する事業年度に係る期末の剰余金の配当の場合は、配当年率1.85%に基づき払込期日から2024年3月31日までの間の日数(初日と最終日を含む。)につき1年を365日とする日割計算により算出される割合とする。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)(以下「F種優先配当金」という。)の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対して第10項に定めるF種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 非累積条項

ある事業年度においてF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対する剰余金の配当の額がF種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対しては、F種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

10. F種優先中間配当金

当行は、定款第36条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、F種優先株式1株につき、F種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下「F種優先中間配当金」という。)を支払う。

11. 残余財産

(1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、F種優先株主又はF種優先登録株式

質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、F種優先株式1株につき、F種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、F種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記（3）に定める経過F種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対しては、上記（1）のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過F種優先配当金相当額

F種優先株式1株当たりの経過F種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にF種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対してF種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

12. 議決権

F種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。

13. 種類株主総会

法令に別段の定めがある場合を除き、当行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においても、F種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

14. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当行は、2029年2月10日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、F種優先株式の全部又は一部を取得することができる。ただし、取締役会は、金融庁の事前の確認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかるF種優先株式を取得するのと引換えに、下記（2）に定める財産をF種優先株主に対して交付するものとする。なお、F種優先株式の一部を取得する

ときは、按分比例の方法による。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、F種優先株式の取得と引換えに、F種優先株式1株につき、F種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、F種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過F種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第11項(3)に定める経過F種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過F種優先配当金相当額を計算する。

15. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、2034年2月10日（以下「一斉取得日」という。）をもって、一斉取得日までに当行に取得されていないF種優先株式の全てを取得する。この場合、当行は、かかるF種優先株式を取得するのと引換えに、各F種優先株主に対し、その有するF種優先株式数にF種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、F種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。F種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が305円（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額（ただし、下記(3)による調整を受ける。）とする。

(3) 下限取得価額の調整

イ. F種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式（以下、「下限取得価額調整式」という。）によ

り調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後下限取得価額」という。）。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後下限取得価額} = \text{調整前下限取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (i) 下限取得価額調整式に使用する時価（下記八. (i) に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本 (3) において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、又は当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後下限取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (ii) 株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 下限取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二. に定義する。以下、本 (iii)、下記 (iv) 及び (v) 並びに下記八. (iv) において同じ。）をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ、又はロ、と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が下限取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる下限取得価額調整式の適用に際しては、下記 (a) 又は (b) の場合に応じて、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前下限取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記 (iii) 又は本 (iv) による調整が行われていない場合  
調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記 (iii) 又は本 (iv) による調整が行われている場合  
調整係数は、上記 (iii) 又は本 (iv) による調整を行う直前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに下限取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合  
調整後下限取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。  
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記 (iii) 又は (iv) による下限取得価額の調整が行われている場合には、調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ. に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本 (v) による調整は行わない。
- (vi) 株式の併合をする場合  
調整後下限取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ. (i) ないし (vi) に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。
- ハ. (i) 下限取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、下限取得価額の調整事由が生じた場合、調整後下限取得価額は、本 (3) に準じて調整する。
- (ii) 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。

(iii) 下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (i) ないし (iii) に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該下限取得価額の調整の前に上記イ. 及びロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ. (iv) (b) に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (iv) (b) に基づく調整に先立って適用された上記イ. (iii) 又は (iv) に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

(iv) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (i) の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ. (ii) 及び (vi) の場合には0円、上記イ. (iii) ないし (v) の場合には価額（ただし、(iv) の場合は修正価額）とする。

二. 上記イ. (iii) ないし (v) 及び上記ハ. (iv) において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ. 上記イ. (v) において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (iii) に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ. 上記イ. (i) ないし (iii) において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会にお

ける一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (i) ないし (iii) の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

- ト. 下限取得価額調整式により算出された上記イ. 第2文を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまる場合は、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）を使用する。

#### 16. 譲渡制限

- (1) F種優先株式を譲渡により取得することについては当行取締役会の承認を要する。
- (2) 当行取締役会は、F種優先株式の譲渡による取得について、当行取締役会が定める一定の基準に従って承認する権限を代表取締役に対して委任する。

#### 17. 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

- (1) 分割又は併合  
当行は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びF種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。
- (2) 株式無償割当て  
当行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及びF種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

#### 18. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

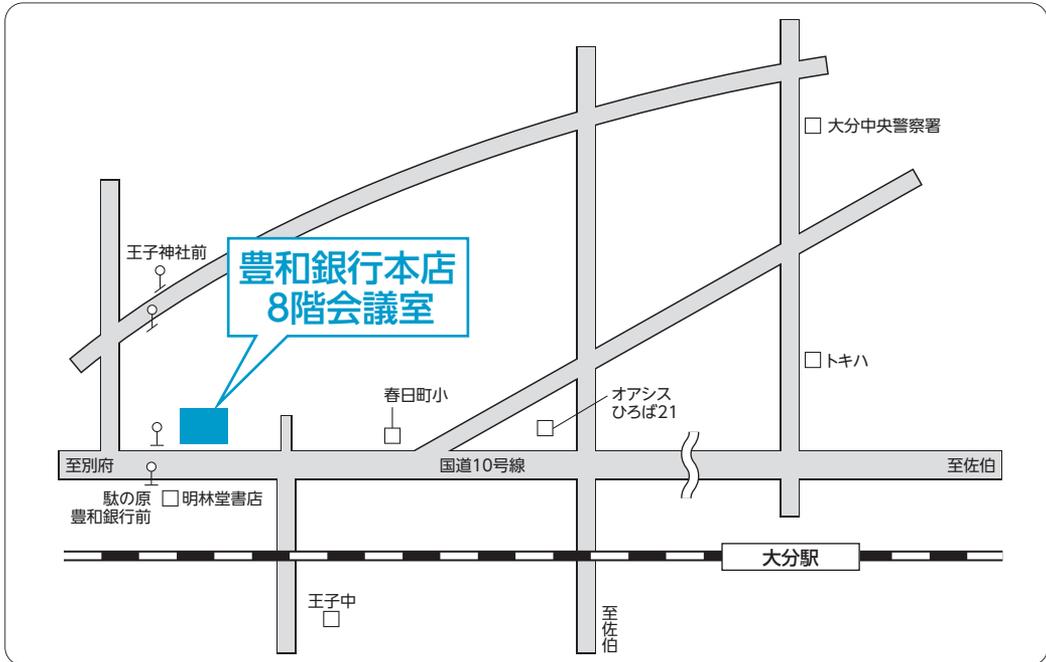
#### 19. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

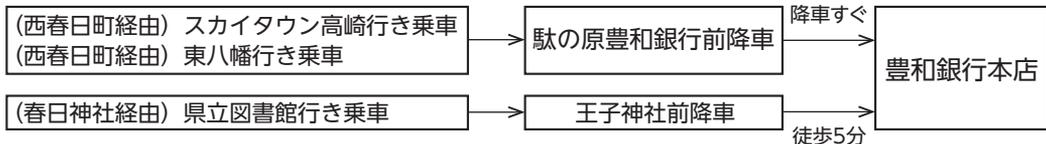
以 上

# 臨時株主総会会場ご案内図

株式会社豊和銀行本店 8階会議室  
大分市王子中町4番10号  
電話 (097) 534-2611



## 交通のご案内 大分駅前（7番のりば）から大分交通バス乗車



お願い

当日は駐車場の不足が予想されますので、公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。